

(事業者向け) 許可期限以降の日本版ライドシェアの取扱いについて

◆許可の手続きについて

○有償運送許可書に記載されている期限以降も日本版ライドシェアの運行を行う場合は、再度許可（ここでは「第Ⅱ期許可」とします）を受ける必要がありますので、各運輸支局へ申請が必要になります。

【注意】申請がない場合は期限をもって失効となります。

○申請の集中を避けるため、許可期限を迎える2ヶ月前から運輸支局で受付を行います。

（例）許可期限が令和8年6月1日の場合 → 令和8年4月1日より受付開始

○また、申請されてから許可まで概ね10日～1ヶ月程度要しますので、目安として許可期限の1ヶ月程度前までに申請願います。

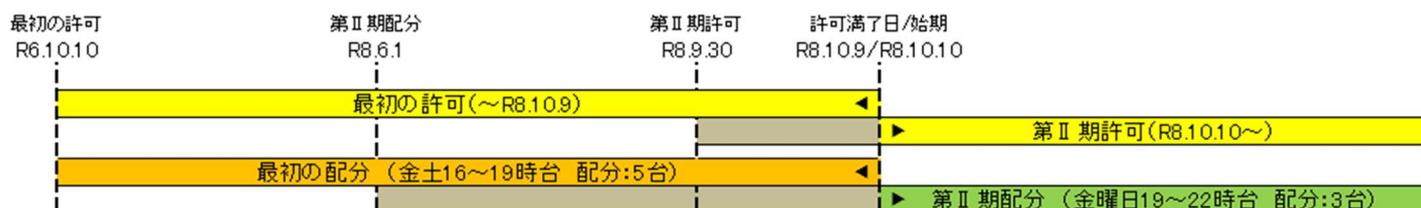
◆使用可能車両数について

○今後、日本版ライドシェアの運行を行う曜日・時間帯・不足車両数が改めて示された営業区域については、事業者ごとの使用車両数の意向調査を経て、事業者ごとの使用車両数の配分が行われます（ここでは「第Ⅱ期配分」とします）。

○最初に受けた許可が期限を迎えるまでは、これまで（令和7年2月末まで）に配分を受けた時間帯ごとの車両数での運行となります（まだ第Ⅱ期配分は適用されません）。

○最初に受けた許可が期限を迎えた翌日以降は、第Ⅱ期許可による運行となり、第Ⅱ期配分において配分を受けた時間帯ごとの車両数が適用されます。

【例】令和6年10月10日に最初の許可を受け、許可期限（令和8年10月9日）前の令和8年9月30日付で、令和8年10月10日を始期とする第Ⅱ期許可を受けた場合。
 （当初、金土16時台～19時台：5台の配分を受けていたが、令和8年6月1日に第Ⅱ期配分があり、金曜日の19時台～22時台：3台の配分を受けたとする）
 →第Ⅱ期許可の始期（令和8年10月10日）から第Ⅱ期配分を適用



※第Ⅱ期許可の始期を、最初の許可の満了日以前とすることで、第Ⅱ期配分の適用の前倒しも可能です。
 許可申請時にご相談ください。